

募集要項等に関する説明会補足資料

募集要項等に関する説明会における資料「富士山静岡空港特定運営事業等募集要項等について」13ページの「実施方針に対する主な御意見」に関し、当日、口頭にて説明した内容は、以下のとおり。

項目	回答
① 重要備品の更新・修繕に係る費用負担	<p>事業開始時点では、関連備品は無償貸付、関連物品は無償譲渡としている。関連備品の更新・修繕に係る費用は運営権者負担、重要備品の更新・修繕に係る費用は県が90%を負担することとしている。</p> <p>重要備品の更新・修繕費用に上限額を設けて提案を求めることは考えていない。</p> <p>運営権者から、更新・修繕の費用及び実施時期の計画を提出してもらい、それに基づいて県が予算を確保することを想定している。</p>
② 全体計画及び単年度計画に定める更新投資の範囲	<p>空港基本施設等だけでなく、運営権者負担となる旅客ターミナルビル等も含めて、更新、修繕、拡張のすべての更新投資について定めていただくこととしている。</p>
③ 全体計画を超える更新投資が必要となった場合の負担	<p>空港基本施設等の更新投資（更新及び修繕）の費用負担に関し、県は、優先交渉権者の提案を踏まえ、20年間の県の負担額について、県議会の議決を経て債務負担行為限度額を設定する予定である。</p>
④ 空港基本施設等の更新投資に係る債務負担行為限度額の取扱い	<p>本空港の規模等を考慮し、一定の範囲内で更新投資に対する県の負担を約束するものであり、原則として、事業期間中における債務負担行為限度額の変更は考えていない。</p> <p>したがって、債務負担行為限度額を超える場合は、運営権者の負担となる。</p>
⑤ 更新投資（拡張）の対象範囲	<p>滑走路の延長やエプロンの拡張のほか、例えば、旅客ターミナルビルの増築や立体駐車場の整備なども含まれる。</p>
⑥ 運営権設定対象施設の更新投資に係る未償却費用の取扱い	<p>会計上、償却費として計上されるものが対象であり、期間費用として処理される修繕費は未償却費用の対象にならない。</p>
⑦ 全体計画及び単年度計画の事前承認の取扱い	<p>県の費用負担が伴うものは予算の確保が必要となるため、運営権者は、県と事前協議を行い、県の予算案が決定したところで、それを反映した計画を県に提出する。県は、県議会での予算案の議決をもって計画の承認をする。</p> <p>ただし、県の予算が伴う内容以外は、計画の確認を行うのみである。</p>

項目	回答
⑧ 富士山静岡空港株式会社の株式（自己株式、県保有株式を含む）の譲渡株式数及び譲渡価格	譲渡株式数及び具体的な金額については、開示資料で示す。価格については、自己株式及び県保有株式も、既存株主保有株式の譲渡価格と同一と考えている。
⑨ 本議決権株式の取得の制限	航空運送事業者に対する制限はあるものの、その他の制限は設けていない。県は、会社をモニタリングする立場になるため、現在保有している株式はすべて運営権者に譲渡する。
⑩ 現株主の議決権比率20%の取扱い	募集要項 40 ページに記載のとおり、議決権付株主以外の第三者への処分、新規発行株式の割当については、事前の県の承認を必要としている。 なお、事業開始日までの間は、現株主の議決権比率が20%を超えないことを条件としている。
⑪ 任意事業の範囲及び提案の評価方法	募集要項 13 ページに記載のとおり、空港用地内に限らず、空港用地外における任意事業の実施も可能としている。ただし、空港用地外である空港周囲部の県有地は、運営権者に自由に使用を認める区域ではなく、応募者の提案を妨げるものではないが、その実行性は担保されないため、評価しないこととしている。現在、空港周囲部における公募の具体的な予定はない。
⑫ 県が実施する就航促進・利用促進等事業の内容等	募集要項 14 ページに記載のとおり、現在、県では、航空運送事業者や富士山静岡空港利用促進協議会に対する支援、空港アクセスの確保に関する事業などを行っている。県は、競争的対話を踏まえ、より効果的な支援策を検討することとしており、また、優先交渉権者の提案内容を踏まえ、運営権者、県、関係団体の役割分担や事業内容を整理する必要があると考えている。
⑬ 法令等変更に伴う損失の負担	国が行う法令等の変更については、県の判断、責任によるものではないことから、特定条例等変更のみ、県による運営権者の損失の補償を行うこととしている。
⑭ 不可抗力や特定法令等変更による契約解除	事業継続性の観点から、募集要項 41 ページから 42 ページに記載のとおり、契約解除の判断は県が行うこととしている。
⑮ 応募者の参加資格要件	参加資格要件は、募集要項 21 ページから 23 ページに記載のとおりである。